

保医発 0820 第 1 号  
令和 6 年 8 月 20 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて

標記について、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第262号）、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第263号）及び「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第264号）が告示され、本年10月1日（医療情報取得加算に係る改正規定については同年12月1日）より適用されることとなったことに伴い、下記の通知の一部をそれぞれ別添1から別添5までの新旧対照表のとおり改正し、本年10月1日（医療情報取得加算に係る改正規定改正規定については同年12月1日）から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
（令和6年3月5日保医発0305第4号）（別添1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
（令和6年3月5日保医発0305第5号）（別添2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
（令和6年3月5日保医発0305第6号）（別添3）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」  
（令和6年3月27日保医発0327第5号）（別添4）
- ・「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」  
（令和6年3月27日保医発0327第7号）（別添5）

# 医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算の見直し

神 6 協 6 1 総 2 0 9  
 6 . 7 . 1 7

## 令和6年6月～9月

- 医療DX推進体制整備加算 8点
- 医療DX推進体制整備加算（歯科） 6点
- 医療DX推進体制整備加算（調剤） 4点

※初診時に所定点数を加算

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 ～中略～

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること。（令和6年10月1日から適用）

## 令和6年10月～

- 医療DX推進体制整備加算1 11点
- 医療DX推進体制整備加算1（歯科） 9点
- 医療DX推進体制整備加算1（調剤） 7点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 （6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**十分な実績**を有していること。  
**（新）マイナポータル**の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

- 医療DX推進体制整備加算2 10点
- 医療DX推進体制整備加算2（歯科） 8点
- 医療DX推進体制整備加算2（調剤） 6点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 （6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**必要な実績**を有していること。  
**（新）マイナポータル**の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

- 医療DX推進体制整備加算3 8点
- 医療DX推進体制整備加算3（歯科） 6点
- 医療DX推進体制整備加算3（調剤） 4点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 （6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**実績**を有していること。

### マイナ保険証利用率（案）（注）利用率は通知で規定

利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～
適用時期	令和6年10月～	令和7年1月～
加算1	15%	30%
加算2	10%	20%
加算3	5%	10%

※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。  
 ※ 令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年末を目途に検討、設定。

## 令和6年6月～11月

- 初診時 医療情報取得加算1（現行の保険証の場合） 3点
- 医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合） 1点
- 再診時（3月に1回に限り算定）
- 医療情報取得加算3（現行の保険証の場合） 2点
- 医療情報取得加算4（マイナ保険証の場合） 1点
- 調剤時（6月に1回に限り算定）
- 医療情報取得加算1（現行の保険証の場合） 3点
- 医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合） 1点

## 令和6年12月～

- 初診時 医療情報取得加算 1点
- 再診時（3月に1回に限り算定）
- 医療情報取得加算 1点
- 調剤時（12月に1回に限り算定）
- 医療情報取得加算 1点

医療DX推進体制整備加算

医療情報取得加算

# マイナ保険証利用率の設定について

## ポイント

- 令和6年10月は、15%、10%、5%からスタート。令和7年1月に基準を引上げ。

### マイナ保険証利用率

適用時期	令和6年10月～12月	令和7年1月～3月
加算1	15%	30%
加算2	10%	20%
加算3	5%	10%

※令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年末を目途に検討、設定。

# マイナ保険証利用率について②

## ポイント

- 原則としては、適用時期の3月前の**レセプト件数ベースマイナ保険証利用率**を用いる。  
ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前の**オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率**を用いることもできる。
- 適用月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率 又は 2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月及び前々月のマイナ保険証利用率を用いることも可能であること。

参照可能なマイナ保険証利用率の実績

	レセプト件数ベース	オンライン資格確認件数ベース
10月適用分	5～7月の最高値	6～8月の最高値
11月適用分	6～8月の最高値	7～9月の最高値
12月適用分	7～9月の最高値	8～10月の最高値
1月適用分	8～10月の最高値	9～11月の最高値
2月適用分	9～11月の最高値	(経過措置終了)
3月適用分	10～12月の最高値	(経過措置終了)
...	...	...

来年1月適用分までは、2つのうちいずれか高い方を用いることができる